

第 1 回 檜葉町 仮設焼却施設運営協議会
議事録（要旨）

日 時	平成 27 年 6 月 22 日（月）18：30～19：30				
場 所	檜葉町いわき出張所谷川瀬分室 2 階 会議室				
出席者	檜葉町長		松本 幸英		
	委 員 ◎：会長	檜葉町	◎波倉行政区長 ・波倉行政区副区長 ・波倉行政区 ・波倉行政区 ・繁岡行政区長 ・下繁岡行政区長 ・菅団行政区長 ・波倉地区復興組合理事長	渡邊 正純 大和田 信 大和田正博 大和田義一 菅波 孝男 松本 順一 関谷 宗久 渡邊 晋二	
			檜葉町役場	・環境防災課長 ・放射線対策課長	阿部 和宏 青木 洋
			福島県	・生活環境部一般廃棄物課長 ・相双地方振興局県民環境部長	目黒 信二 米沢 修志
			環境省 福島環境 再生事務所	・減容化施設整備課長 ・放射能汚染廃棄物対策第一課課長補佐 ・減容化施設整備課課長補佐 ・浜通り南支所首席除染推進廃棄物対策官	小島 啓之 菅原 浩 八巻 孝幸 猪狩 良彦
事務局	環境省 福島環境再生事務所				
議事要旨	<p>○運営協議会設置要綱、委員名簿は承認された。波倉行政区長の渡邊正純氏が会長に選出された。</p> <p>○事務局から事業概要について説明があった。</p> <p>○質疑応答により、以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設用地は、すべて借用契約を終えている。 ・安全性の担保として事前に環境影響調査を行うとともに、稼働後は雨水・地下水・空間線量率のモニタリングを行う。モニタリング結果は、環境省のホームページで公開するが、町にも結果を共有する。モニタリングポストの設置場所は協議会で相談する。 ・焼却残さの保管は仮設建屋内とする。仮設建屋はコンクリート床とし、遮蔽壁で放射線を遮蔽し、テントで覆う構造とする。保管容器はフレキシブルコンテナ又はドラム缶のような鋼鉄製容器を使用する。 ・焼却残さは、一時保管後、10 万 Bq/kg 超のものは中間貯蔵施設、10 万 Bq/kg 以下のものは管理型処分場に搬出することを想定している。 ・焼却残さの保管施設は、稼働開始 1～2 カ月後から順次灰を搬出することを想定して計画している。 ・波倉地区の復興策は、各方面と連携しつつ地元と相談する。 ・具体的な建設工程は、事業者が決定する 9 月以降に説明するが、来年 11 月から本格稼働の予定である。 ・施設運営に係る地元との協定書が必要であれば、案を用意する。 <p>○次回は、施設計画（案）、調査計画（案）等がまとまり次第開催する。</p>				